主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人谷内庄太郎、同宮林彦九郎の上告趣意は、違憲(三一条)をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり(第一審判決の認定した事実関係のもとにおいては、本件が業務上失火罪に該当するとした原審の判断は正当である)、その余の論旨は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年一〇月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	長	部	謹	吾
	裁判官	λ	江	俊	郎
	裁判官	松	田	=	郎
	裁判官	岩	田		誠
	裁判官	*	隅	健 —	郎